

取組方向、基本構想を踏まえた基本計画の記載項目イメージについて

検討項目	取組方向（要約） （平成26年2月策定）	基本構想（要約） （平成29年3月策定）	基本計画の記載項目イメージの概略
I 基本理念	<p>1 障害保健福祉施策の総合的な推進 「3障害」の「はざま」への支援を総合的に提供。 とりわけリハビリテーション行政については、供給量が増加する中、人材育成など専門性の向上に向けた事業者支援の充実や、高次脳機能障害への対応など、新たな役割が求められている。</p> <p>2 児童福祉施策の充実・強化 児童福祉センターは、児童虐待や発達障害等の相談、一時保護児童の増加等、求められる役割が大きくなっている。</p>	<p>障害特性や児童福祉を熟知したそれぞれの専門職員が1箇所に集中する専門的中核期間としてのメリットを最大限に活かし、地域としっかりと連携して、障害のある方も、困難を抱える児童や家庭も、地域において誰もが生活しやすい社会を目指す。</p>	<p>I 基本理念 新しい施設は、3施設を一体的に整備することにより、障害特性や児童福祉を熟知したそれぞれの専門職員が1箇所に集中する専門的中核期間としてのメリットを最大限に活かし、地域としっかりと連携して、障害のある方も、困難を抱える児童や家庭も、地域において誰もが生活しやすい社会を目指す。</p>
II 整備の目的	<p>1 3施設の合策化を契機に、下記①～③を図ることにより、 ① 各施設の充実策の充実 ② 身体・知的・精神「3障害」相談窓口併設によるワンストップ化の実現 ③ 3施設の連携体制強化</p> <p>2 次の(1)及び(2)を図る。 (1) 「3施設」の「重複」や「はざま」への適切な支援の実施 (2) 障害児施策から障害者施策への円滑な移行など切れ目のない相談や支援</p>	—	<p>II 整備の目的 1 3施設の合策化を契機に、次を図る。 ① 各施設の充実 ② 身体・知的・精神「3障害」相談窓口併設によるワンストップ化の実現 ③ 3施設の連携体制強化</p> <p>2 上記1により、次を図る。 (1) 「3施設」の「重複」や「はざま」への適切な支援の実施 (2) 障害児施策から障害者施策への円滑な移行など切れ目のない相談や支援</p>
III 機能	<p>② 身体・知的・精神「3障害」相談窓口併設によるワンストップ化の実現</p> <p>③ 3施設の連携体制強化</p>	<p>② 身体・知的・精神「3障害」相談窓口併設によるワンストップ化の実現</p> <p>I 相談部門の一体化及び児童福祉センター支援部門の密接な連携 1 各相談部門の一体化（専門相談のワンストップ化） 2 障害福祉コンシェルジュの新たな配置（相談者のニーズの総合的な把握） 3 総合ホットラインの新設（あらゆる障害相談、児童相談を受け付け）</p> <p>IV 相談しやすい窓口等、市民の利便性の向上 1 わかりやすい案内 (1) 施設の利用の際（どんな時に施設を利用できるのか。） (2) 相談窓口の掲示（利用者のスムーズな利用）</p> <p>③ 3施設の連携体制の強化</p> <p>I 相談部門の一体化及び児童福祉センター支援部門の密接な連携 1 各相談部門における支援情報の共有（支援の充実、切れ目のない支援） 2 児童分野と精神保健福祉分野の密なる連携の構築（虐待児童の保護者の抱える課題への対応）</p> <p>II 3施設の診療部門の一体的な運営 情報の共有、専門的かつ効果的な診療体制の構築による児童精神科の発達障害診断期間の短縮への寄与（相談から診療に至るまでの流れは、別途見直す。）</p> <p>III 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の推進 1 地域連携推進室（仮称）（各分野の専門知識、ノウハウを集結） (1) 地域力向上チーム（障害等への理解を深める研修を実施） (2) 区役所サポートチーム（身近な相談窓口である区役所をバックアップ、フォロー）</p>	<p>III 機能 ① 身体・知的・精神「3障害」相談窓口併設によるワンストップ化の実現 ：考えられる方策</p> <p>No.1 各相談部門の一体化、障害福祉コンシェルジュの配置、総合ホットラインの新設 1 各相談部門の一体化（専門相談のワンストップ化） ア 総合相談窓口の設置 イ 各部署にも窓口を配置し、総合相談窓口と連携 ウ 総合相談窓口は、区役所等の他機関へのつながりも実施 2 障害福祉コンシェルジュの新たな配置（相談者のニーズの総合的な把握） ア 総合相談窓口の機能を「障害福祉コンシェルジュ」と位置付ける。 イ 障害福祉コンシェルジュは、情報の集約、相談者への案内、関係部署・機関との連絡調整機能を総合的に担う。 3 総合ホットラインの新設（あらゆる障害相談、児童相談を受け付け） ア 総合ホットラインは、情報を一元的に集約する総合相談窓口内に設置する。 イ 総合ホットラインにおける対応は、関連情報全般に精通する者である障害福祉コンシェルジュが担う。</p> <p>No.2 相談しやすい窓口等、市民の利便性の向上 1 わかりやすい（相談しやすい）窓口等 ア 新施設において実施する施策情報の積極的な広報、周知 イ 総合相談窓口と各窓口との相互連携によるわかりやすい案内 ウ 間口の広い、障害のある方もない方も訪れることができ、交流が生まれる施設 エ 交流ゾーンにおける情報発信等（情報発信、受信の拠点→フィードバック） 2 その他の市民の利便性の向上のための工夫 ア 開かれたエントランスの複数設置 イ サービスエントランス（職員等の専用出入口）の設置 ウ 回遊性の高い建物動線の設定 エ 適切な駐車台数の整備 オ 送迎バス運行の検討</p> <p>② 3施設の連携体制の強化</p> <p>No.3 各相談部門における支援情報の共有、児童福祉センター支援部門の密接な連携 1 各相談部門における支援情報の共有（支援の充実、切れ目のない支援） ア 事務室の統合・一体的な利用による3施設の密接な連携 イ 部署間、職員間での情報共有を行いやすくする工夫 ウ 総合相談窓口における連携・調整機能の発揮 2 児童分野と精神保健福祉分野の密なる連携の構築（虐待児童の保護者の抱える課題への対応） ア 新施設における一体化効果の発揮 イ 定例の協議の場の設置</p> <p>No.4 3施設の診療部門の一体的な運営 ア 新施設における一体化効果の発揮 イ 3施設の診療部門の一体的な運営 3施設の診療部門を可能な限り一体的（同一フロアや上下階の内部連携が取りやすい場所）に整備（相談から診療に至るまでの流れについては、別途見直しを検討する。）</p> <p>No.5 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の推進 地域連携推進室の設置 (1) 地域力向上チームの設置 ア 研修ゾーンの設置 イ 総合相談窓口が、企画立案（「情報の発信、受信拠点」として蓄積した情報を積極的に活用）</p>

		<p>ウ 総合相談窓口が、事例に即した部署の職員により「地域力向上チーム」を編成し実施</p> <p>(2) 区役所サポートチーム (基本的な考え方は、上記(1)地域力向上チームと同じ。)</p>	<p>「取組方向」, 「基本構想」, 今後策定する「基本計画」を踏まえ、3施設一体化後の必要な役割が果たせるよう、引続き検討)</p>
	<p>IV 相談しやすい窓口等、市民の利便性の向上</p> <p>3 利用者のプライバシーへの配慮</p> <p>4 ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計</p>	<p>No.6 利用者のプライバシーへの配慮、ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計</p> <p>1 利用者のプライバシーへの配慮</p> <p>ア 交流・共用スペースから個別スペースへの段階的な流れの構築</p> <p>イ サービスエントランスにおけるプライバシー配慮</p> <p>ウ 各部署への専用の待合の配置</p> <p>エ プライバシーに配慮しつつ、開かれた施設づくりを行う工夫</p> <p>2 ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計</p> <p>障害者差別解消法に基づく社会的障壁を除去するための合理的配慮、京都市みやこユニバーサルデザイン条例及び同指針を踏まえた施設整備</p> <p>ア 廊下、諸室、建具等における必要な幅の確保</p> <p>イ 多様な施設内表示など</p> <p>ウ 手すりの設置や段差の解消、滑りにくい床、引き戸などの設置</p> <p>エ 選択性のある施設づくり</p> <p>オ 利用者が使用する諸室の工夫</p> <p>カ 利用者の心に寄り添うやさしい空間</p> <p>キ 災害時の対応を備え、安心して利用できる施設</p> <p>(参考) ○環境への配慮について 京都市地球温暖化対策条例、京都市役所CO2削減率先実行計画等を踏まえた環境にやさしい建物の整備</p>	<p>③ 施策の総合的推進及び充実・強化の取組方向</p> <p>1 身体障害者リハビリセンター</p> <p>(1) 「3障害」一体の総合相談の拡充</p> <p>・平成27年4月、身体障害者リハビリテーションセンターを地域リハビリテーション推進センターに機能再編</p> <p>・平成27年9月、こころの健康増進センターを地域リハビリテーション推進センターと同一建物内への移転。身体・精神の相談窓口の併設化</p> <p>(2) 障害のある方の生活の質的向上と社会参加を目指した地域リハビリテーションの推進</p> <p>・平成27年4月、地域リハビリテーションの推進に携わる職員数を増員。体制を充実強化し、障害福祉サービス事業所等訪問支援事業や地域リハビリテーション推進研修、講師派遣（地域ガエルのお出かけ講座）等の事業を拡充</p> <p>(3) 新たなニーズとしての高次脳機能障害への対応</p> <p>・平成27年4月、それ以前から設置していた障害者支援施設について、セラピスト（PT,OT,ST）を増配置する等、実施体制を整備。支援対象者を従来の肢体不自由の方から高次脳機能障害のある方に転換</p> <p>・平成27年7月、高次脳機能障害者支援センターを開設（個別支援、事業所等への支援、研修、普及・啓発等）</p> <p>(4) リハビリテーション医療への新たな関わり方の具体化</p> <p>・平成27年3月、附属病院及び補装具製作施設の廃止により「個別支援」から「専門性の向上に向けた事業者支援」への移行</p> <p>2 こころの健康増進センター</p> <p>就労自立を目指す「デイ・ケア事業」について、以下を対象に拡充する。</p> <p>(1) うつ病（H26～）</p> <p>・平成26年4月、うつ病の方のための症状改善と就職・復職の準備性を高めるデイケアを開始</p> <p>(2) 高次脳機能障害（リハセンと連携）</p> <p>リハセンにおいて、就労に向けたリハビリを実施。</p> <p>3 児童福祉センター</p> <p>児童虐待、障害に係る相談の増加、一時保護所の保護児童の増加等に対応するため、次により施設・機能拡充を図る。</p> <p>(1) 児童虐待や発達障害等に係る相談体制の強化</p> <p>・平成26年度、児童相談所及び第二児童相談所の虐待班（初期対応チーム）に児童福祉司を各1名増員配置</p> <p>平成27年度、児童相談所に児童心理司を1名増員配置</p> <p>平成28年度、京都府警職員を児童相談所担当課長に併任配置</p> <p>(2) 発達障害児等への支援の充実</p> <p>・3施設一体化整備と並行して相談体制を強化する。</p> <p>(3) 一時保護所の受入枠拡充及び保護児童の処遇改善</p> <p>・平成28年度、情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の移転後、同スペースを改築し、一時保護所における男女別フロア、少人数居室及び個別対応室等を確保。また、一時保護所運営担当課長を新設するとともに直接処遇職員10名を増員配置</p> <p>4 その他</p> <p>新施設に入居する施設については、公民の役割分担の観点等も踏まえ、検討を行う。</p>
<p>① 施策の総合的推進及び充実・強化の取組方向</p> <p>1 身体障害者リハビリセンター</p> <p>平成25年10月に策定した「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」に基づき、次の事業に取り組む。</p> <p>(1) 「3障害」一体の総合相談の拡充</p> <p>(2) 急性期・回復期から生活期への円滑な移行のための総合調整等、地域リハビリテーションの推進</p> <p>(3) 新たなニーズとしての高次脳機能障害への対応</p> <p>(4) リハビリテーション医療への新たな関わり方の具体化（事業者専門性の向上等）</p> <p>(身体障害者リハビリテーションセンターの機能再編 抜粋)</p> <p>・「身体障害者更生相談所」について、医師やセラピスト、義肢補装具市等の専門職を配置し、医療や補装具に冠する専門相談機能を充実・強化するとともに、事業指導や研修事業の拡充、ピアカウンセリングの実施及び失語症を対象としたグループワーク事業の充実など、地域リハビリテーションのより一層の推進を図る。</p> <p>・高次脳機能障害者支援については、民間における今後の取組を先導できるよう、専門相談窓口の設置や高次脳機能障害に特化した障害福祉サービスを本格実施する。</p> <p>・急性期・回復期のリハビリテーションを終了した障害のある方が、生活期のリハビリテーションに円滑に移行するための総合調整として、医療、福祉、介護を横断するネットワークを構築するとともに、身体機能の維持・向上、社会参加の実現を促す仕組みづくり等に取り組む。</p> <p>2 こころの健康増進センター</p> <p>就労自立を目指す「デイ・ケア事業」について、以下を対象に拡充する。</p> <p>就労自立を目指す「デイ・ケア」事業について、平成26年度からは「うつ病」の方を（休職期間満了後の方を対象とするのは府下及び近隣地域初）、また、その後は身体障害者リハビリセンターと連携して「高次脳機能障害」の方を、それぞれ新たに対象として拡充する。</p> <p>(1) うつ病（H26～）</p> <p>(2) 高次脳機能障害（リハセンと連携）</p> <p>3 児童福祉センター</p> <p>平成24年4月の「第二児童福祉センター」設置以降の、児童虐待、障害に係る相談の増加、一時保護所の保護児童の増加等に対応するため、次のとおり、施設・機能の拡充を図る。</p> <p>ア 児童虐待や発達障害等に係る相談体制の強化</p> <p>イ 自閉症児童等への支援の充実</p> <p>ウ 一時保護所の受入枠拡充及び保護児童の処遇改善</p> <p>なお、同センター内の情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の民設民営による移転拡充については、引続き、事業者と連携して推進する。</p>	<p>—</p>	<p>③ 施策の総合的推進及び充実・強化の取組方向</p> <p>1 身体障害者リハビリセンター</p> <p>(1) 「3障害」一体の総合相談の拡充</p> <p>・平成27年4月、身体障害者リハビリテーションセンターを地域リハビリテーション推進センターに機能再編</p> <p>・平成27年9月、こころの健康増進センターを地域リハビリテーション推進センターと同一建物内への移転。身体・精神の相談窓口の併設化</p> <p>(2) 障害のある方の生活の質的向上と社会参加を目指した地域リハビリテーションの推進</p> <p>・平成27年4月、地域リハビリテーションの推進に携わる職員数を増員。体制を充実強化し、障害福祉サービス事業所等訪問支援事業や地域リハビリテーション推進研修、講師派遣（地域ガエルのお出かけ講座）等の事業を拡充</p> <p>(3) 新たなニーズとしての高次脳機能障害への対応</p> <p>・平成27年4月、それ以前から設置していた障害者支援施設について、セラピスト（PT,OT,ST）を増配置する等、実施体制を整備。支援対象者を従来の肢体不自由の方から高次脳機能障害のある方に転換</p> <p>・平成27年7月、高次脳機能障害者支援センターを開設（個別支援、事業所等への支援、研修、普及・啓発等）</p> <p>(4) リハビリテーション医療への新たな関わり方の具体化</p> <p>・平成27年3月、附属病院及び補装具製作施設の廃止により「個別支援」から「専門性の向上に向けた事業者支援」への移行</p> <p>2 こころの健康増進センター</p> <p>就労自立を目指す「デイ・ケア事業」について、以下を対象に拡充する。</p> <p>(1) うつ病（H26～）</p> <p>・平成26年4月、うつ病の方のための症状改善と就職・復職の準備性を高めるデイケアを開始</p> <p>(2) 高次脳機能障害（リハセンと連携）</p> <p>リハセンにおいて、就労に向けたリハビリを実施。</p> <p>3 児童福祉センター</p> <p>児童虐待、障害に係る相談の増加、一時保護所の保護児童の増加等に対応するため、次により施設・機能拡充を図る。</p> <p>(1) 児童虐待や発達障害等に係る相談体制の強化</p> <p>・平成26年度、児童相談所及び第二児童相談所の虐待班（初期対応チーム）に児童福祉司を各1名増員配置</p> <p>平成27年度、児童相談所に児童心理司を1名増員配置</p> <p>平成28年度、京都府警職員を児童相談所担当課長に併任配置</p> <p>(2) 発達障害児等への支援の充実</p> <p>・3施設一体化整備と並行して相談体制を強化する。</p> <p>(3) 一時保護所の受入枠拡充及び保護児童の処遇改善</p> <p>・平成28年度、情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の移転後、同スペースを改築し、一時保護所における男女別フロア、少人数居室及び個別対応室等を確保。また、一時保護所運営担当課長を新設するとともに直接処遇職員10名を増員配置</p> <p>4 その他</p> <p>新施設に入居する施設については、公民の役割分担の観点等も踏まえ、検討を行う。</p>	<p>③ 施策の総合的推進及び充実・強化の取組方向</p> <p>1 身体障害者リハビリセンター</p> <p>(1) 「3障害」一体の総合相談の拡充</p> <p>・平成27年4月、身体障害者リハビリテーションセンターを地域リハビリテーション推進センターに機能再編</p> <p>・平成27年9月、こころの健康増進センターを地域リハビリテーション推進センターと同一建物内への移転。身体・精神の相談窓口の併設化</p> <p>(2) 障害のある方の生活の質的向上と社会参加を目指した地域リハビリテーションの推進</p> <p>・平成27年4月、地域リハビリテーションの推進に携わる職員数を増員。体制を充実強化し、障害福祉サービス事業所等訪問支援事業や地域リハビリテーション推進研修、講師派遣（地域ガエルのお出かけ講座）等の事業を拡充</p> <p>(3) 新たなニーズとしての高次脳機能障害への対応</p> <p>・平成27年4月、それ以前から設置していた障害者支援施設について、セラピスト（PT,OT,ST）を増配置する等、実施体制を整備。支援対象者を従来の肢体不自由の方から高次脳機能障害のある方に転換</p> <p>・平成27年7月、高次脳機能障害者支援センターを開設（個別支援、事業所等への支援、研修、普及・啓発等）</p> <p>(4) リハビリテーション医療への新たな関わり方の具体化</p> <p>・平成27年3月、附属病院及び補装具製作施設の廃止により「個別支援」から「専門性の向上に向けた事業者支援」への移行</p> <p>2 こころの健康増進センター</p> <p>就労自立を目指す「デイ・ケア事業」について、以下を対象に拡充する。</p> <p>(1) うつ病（H26～）</p> <p>・平成26年4月、うつ病の方のための症状改善と就職・復職の準備性を高めるデイケアを開始</p> <p>(2) 高次脳機能障害（リハセンと連携）</p> <p>リハセンにおいて、就労に向けたリハビリを実施。</p> <p>3 児童福祉センター</p> <p>児童虐待、障害に係る相談の増加、一時保護所の保護児童の増加等に対応するため、次により施設・機能拡充を図る。</p> <p>(1) 児童虐待や発達障害等に係る相談体制の強化</p> <p>・平成26年度、児童相談所及び第二児童相談所の虐待班（初期対応チーム）に児童福祉司を各1名増員配置</p> <p>平成27年度、児童相談所に児童心理司を1名増員配置</p> <p>平成28年度、京都府警職員を児童相談所担当課長に併任配置</p> <p>(2) 発達障害児等への支援の充実</p> <p>・3施設一体化整備と並行して相談体制を強化する。</p> <p>(3) 一時保護所の受入枠拡充及び保護児童の処遇改善</p> <p>・平成28年度、情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の移転後、同スペースを改築し、一時保護所における男女別フロア、少人数居室及び個別対応室等を確保。また、一時保護所運営担当課長を新設するとともに直接処遇職員10名を増員配置</p> <p>4 その他</p> <p>新施設に入居する施設については、公民の役割分担の観点等も踏まえ、検討を行う。</p>

	<p>4 その他（第二児福センター及び他施設との連携） ア 第二児童福祉センター（引続き連携が図られるよう、必要な体制を確保） イ 京都市立病院（本市の高度医療、政策医療の拠点） ウ 京都地域医療学際研究所付属病院（地域リハビリテーション支援センターに指定）</p>	—	<p>5 その他（第二児福センター及び他施設との連携） ア 第二児童福祉センター（引続き連携が図られるよう、必要な体制を確保） イ 京都市立病院（本市の高度医療、政策医療の拠点） ウ 京都地域医療学際研究所付属病院（地域リハビリテーション支援センターに指定）</p>									
<p>IV 規模</p>	<p>1 合築用地 市立病院北側用地（京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画区域内） 合計 5,970㎡</p> <p>2 3施設の延床面積（当時） 単位：㎡</p> <table border="1" data-bbox="338 407 1003 537"> <tr> <td>リハセン</td> <td>こころ</td> <td>児福セン</td> </tr> <tr> <td>8,300</td> <td>2,370</td> <td>6,471</td> </tr> <tr> <td>付属病院・補装具製作施設・合致区施設部分除く 約3,000</td> <td>—</td> <td>青葉寮部分除く 約5,500</td> </tr> </table> <p>3 その他 (1) 中京消防署市場消防出張所は、市立病院敷地内に移転 (2) 御前児童館は、現在地付近で機能確保を図る。 (3) 児童福祉センターの青葉寮移転後、3施設一体化整備完了後までは、青葉寮跡を改装等により活用し、緊急の施設改善や受入枠拡充に取り組む。</p>	リハセン	こころ	児福セン	8,300	2,370	6,471	付属病院・補装具製作施設・合致区施設部分除く 約3,000	—	青葉寮部分除く 約5,500	<p>IV 本市所有財産の有効活用と3施設の老朽化、耐震性能不足の課題解決 仮庁舎費用が必要となる現地建替えではなく、京都市立病院の北側に位置する本市所有の敷地に施設を新設し、3施設の老朽化、耐震性能不足の課題解決を図る。</p>	<p>VI 規模 本市所有財産の有効活用と3施設の老朽化、耐震性能不足の課題解決 1 本市所有財産の有効活用と3施設の老朽化、耐震性能不足の課題解決 仮庁舎費用が必要となる現地建替えではなく、京都市立病院の北側に位置する本市所有の敷地に施設を新設し、3施設の老朽化、耐震性能不足の課題解決を図る。 2 効果的な施設整備のための工夫（3施設の機能を発揮するため適切な床面積の確保） (1) 適切な床面積の確保 ア 3施設それぞれの現場に必要な面積をしっかりと確保 イ 総合相談窓口、交流ゾーン、複数エントランス等の機能がしっかりと確保できるよう適切な共用スペースの設定割合を確保 (2) 建築面積の効率化のための最大限の工夫の実施 3施設共通スペースを共用化するほか、面積効率化のため最大限の工夫を実施</p>
リハセン	こころ	児福セン										
8,300	2,370	6,471										
付属病院・補装具製作施設・合致区施設部分除く 約3,000	—	青葉寮部分除く 約5,500										
<p>V 整備スケジュール</p>	<p>市立病院北側用地の衛生環境研究所の移転後、残存する建物を除却のうえ、3施設の合築化整備を図る。</p>		<p>V 整備スケジュール 整備に必要な手続 ・基本設計 ・実施設計 ・市衛生環境研究所の移転時期 ・埋蔵文化財調査 ・土壌調査 ・周辺家屋調査 ・既存建物除却 ・計画通知等関係法令手続 ・契約締結に係る議会手続 ・建設 ・移転 など</p>									